

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県三豊市三野町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）皿池地区）を行うことについて平成25年3月21日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成25年4月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造